

環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野  
 (地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)  
 実証試験要領の改定要旨 (案)

実証試験要領改定の要旨 (案) を以下に示す。囲み内部の赤字の部分が改定箇所 (案) である。

**【1】『当実証試験要領の位置づけ』の p.1 下から 4 行目**

改訂理由: 「地中熱利用にあたってのガイドライン」は平成 27 年 4 月に改訂版が公表されたので、それに対応して改訂する。

本実証試験の実施にあたっては、環境省が作成して公表した「地中熱利用にあたってのガイドライン」を十分に尊重することとする。

**【地中熱利用にあたってのガイドライン 改訂版】** 環境省水・大気環境局

なお、このガイドラインは下記の URL から入手できます。

<http://www.env.go.jp/press/100824.html>

**【2】『実証単位(A)「システム全体」の実証』の p.20 の 12 行目**

改訂理由: 計測器の検定の有効期限の規定がなかったが、規定すべきなので追加する。

**2.4 計測器の検定の有効期限**

計測器の精度については第 10 章の 1.1 の表 14 の規定に従うが、その際の計測器の検定の有効期限は、実証単位(A)システム全体の試験においては、次の表 6 のとおりとする。

表 6 実証単位(A)の試験における計測器の検定の有効期限

計測器	計測器の検定の有効期限
温度センサー	ETV 申請時において、検定後 3 年以内、またはメーカー出荷後 3 年以内の計測器を使用することとする。 なお、必要な場合は事後確認として、ETV 試験期間中または試験後で冷暖房運転が停止できる時期に検定して、その結果を報告書に記載することとする。
流量計	検定の有効期間は 8 年間とする。(水道メーターの例に倣う。)
電力量計	検定の有効期間は 10 年間とする。(電力会社の家庭用給電の電力メーターの例に倣う。)

【3】『実証単位(B)「地中熱・下水等専用ヒートポンプ」の実証』の p.32 の下から 4 行目、および p.33 の下から 4 行目

改定理由: 平成 27 年 3 月にヒートポンプの試験に関する JIS B8616 等が改正されたので、それに伴い、必要箇所を改定する。

p.32 の下から 4 行目

なお、試験方法に関しては、「3.3 実証方法」に基本的な規定を示すが、それ以外の特記がない試験条件に関しては、JIS B 8613、~~及び~~JIS B 8615-1(2013)及び JIS B8616(2015) (パッケージエアコンディショナ) 附属書 C に準拠するものとする。また、当要領に示す規定での試験が難しい場合は、JIS B 8613、~~及び~~JIS B 8615-1(2013) 及び JIS B8616(2015)における規定を参考として、試験方法を検討するものとする。

p.33 の下から 4 行目

なお、暖房期間を想定した場合の温度条件は、原則的に JIS B 8613 における「加熱能力試験」、直膨式の場合は ~~JIS B 8615-1~~ JIS B8616(2015)の「暖房能力試験」に準拠するものとする。ただし、一次側(熱源側)熱媒温度は、地中熱を想定した値として、①入口水温 15℃/出口水温 10℃、②入口水温 10℃/出口水温 5℃の 2 条件を必須とする。

【4】『データの品質管理』の p.48 の 8 行目

改定理由: 改定案の【2】示す計測器の検定の有効期限の規定の追加に伴い、p.48 の規定に例外規定のあることを示すため。

p.48 の 8 行目

具体的には、実証試験に使用する全ての温度センサー、流量計、電力量計が、それぞれ表 14 に示す機器精度を満たしている必要があり、また使用する全てのセンサー及びロガーの仕様を明記しなければならない。ただし、この実証試験要領に別の定めがある場合を除く。